

第1 一般廃棄物処理計画

計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日とする。

計画区域 東久留米市全域

1 一般廃棄物の減量方策

- (1) 廃棄物の発生を抑制し、再利用を推進する等により廃棄物の減量を推進する。
- (2) 廃棄物減量等推進員並びに東久留米市清掃指導員によるごみ減量・再利用の推進等の指導及び啓発活動を行う。
- (3) 市民における生ごみの水きりの徹底や生ごみ処理器機による堆肥化の推進を図る。
- (4) 市民における分別の徹底や集団回収活動等によりごみ減量の推進を図る。

2 一般廃棄物の処理計画

一般廃棄物の種類及び処理主体は、次のように定める。

種類		・燃やせるごみ ・燃やせないごみ	・粗大ごみ ・し尿等 ・有害ごみ
処理主体	収集運搬	東久留米市（直営及び委託）	
	処理	柳泉園組合 東久留米市（粗大ごみの一部）	
	処分	東京たま広域資源循環組合 野村興産株式会社イトムカ鋳業所（有害ごみ）	

3 ごみ処理実施計画

(1) 収集運搬計画

収集運搬する廃棄物の量

(ア) 燃やせるごみ 15,009 t / 年

(イ) 燃やせないごみ 2,240 t / 年

(有害ごみ中、スプレー缶類・テープ類・ライターを含む)

(ウ) 有害ごみ（乾電池） 31 t / 年

（蛍光管等） 8 t / 年

(エ) 粗大ごみ（解体処理後値） 104 t / 年

(オ) 犬・猫の死体（野良） 89体 / 年

(2) 収集区域の範囲

東久留米市内全域

(3) 収集回数

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ア 燃やせるごみ | …………原則として、週 2 回 |
| イ 燃やせないごみ | …………原則として、週 1 回 |
| ウ 有害ごみ | …………原則として、週 1 回 |
| エ 粗大ごみ | …………原則として、週 1 回 |
| オ 事業系一般廃棄物 | …………任意（事業者自らが処理施設に搬入又は許可業者による収集） |
| カ 動物死体（野良） | …………収集依頼による随時収集 |

(4) 排出の方法

市民は原則として、市があらかじめ定めた下記の方式により排出すること。

ア 燃やせるごみ

市民は、収集日（別紙 1 参照、以下同じ）の午前 8 時 30 分までに、市の指定収集袋に入れて各戸の敷地内の道路から見える場所又は専用の排出場所に出す。ただし、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

イ 燃やせないごみ

市民は、収集日の午前 8 時 30 分までに、市の指定収集袋に入れて各戸の敷地内の道路から見える場所又は専用の排出場所に出す。ただし、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

ウ 有害ごみ

市民は、収集日の午前 8 時 30 分までに、有害ごみの種類別に透明又は半透明の袋に入れて各戸の敷地内の道路から見える場所又は専用の排出場所に出す。ただし、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

エ 粗大ごみ

市民は、電話又はファックスによりごみ対策課へあらかじめ収集の申込みを行い、指定された日の午前 8 時 30 分までに、指定された粗大ごみ処理券を貼り、各戸の道路から見える場所又は専用の排出場所に出す。

オ 事業系一般廃棄物

事業者は、自らが排出する事業系一般廃棄物を、直接処理施

設へ搬入処分するか、若しくは、一般廃棄物の収集・運搬並びに処分を業とする者に処理を依頼する等、適正に処理しなければならない。

カ 動物死体（野良）

市民は、動物死体（野良に限る）を自らの責任で処分できないときは、ごみ対策課へ連絡し、排出方法について指示を受ける。

（５） 収集の方法

ア 燃やせるごみ	……………戸別収集【委託】
イ 燃やせないごみ	……………戸別収集【委託】
ウ 有害ごみ	……………戸別収集【委託】
エ 粗大ごみ	……………戸別収集【直営】
オ 事業系一般廃棄物	……………事業者又は許可業者が収集
カ 動物死体（野良）	……………現地収集又は戸別収集【直営】

（６） 中間処理計画

ア 処理施設の概要

・施設名	柳泉園組合
・施設の目的	構成三市（清瀬市、東久留米市、西 東京市）の市民生活等から排出される ごみ及びし尿を衛生的に処理する
・所在地	東久留米市下里四丁目3番10号
・型式及び処理能力	ストーカ方式 105 t / 日 × 3 炉
・不燃、粗大ごみ処理施設	50 t / 5 H
・有害ごみ保管施設	乾電池 5,000 kg 蛍光管等 26,000 本

イ 焼却残渣の量及び処分の方法

・焼却残渣量	2,951 t
・処分方法	エコセメント化

ウ 不燃ごみ残渣処理

柳泉園組合中間処理施設における不燃ごみ、粗大ごみの破碎処理後の処理残渣については、民間の中間処理施設において再資源化処理を行う。

再資源化処理施設

- ・施設名 J & T 環境株式会社
千葉リサイクルセンター ガス化溶解炉
- ・所在地 千葉県千葉市中央区川崎町 1 番地
J F E スチール株式会社 東日本製鉄所内
- ・処理能力 1 5 0 t / 日 × 2 基

(7) 最終処分計画

① 焼却残渣（有害ごみを除く）処分

平成 1 8 年度より稼働する、可燃焼却残渣をセメントに生成する再資源化処理施設に全量搬入し、埋め立て処分は行わない。

ア 最終処分場名 東京たま広域資源循環組合

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

- ・所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
- ・埋立地面積 1 8 . 4 h a
- ・全体容量 約 3 7 0 万 m³（うち覆土容量約 1 2 0 万 m³）

イ 埋立計画（埋立区域・埋立方法、二ツ塚廃棄物広域処分場）

- ・埋立区域
第 1 期埋立 平成 1 0 年 1 月から平成 1 6 年 2 月まで
第 2 期埋立 平成 1 5 年 9 月から
- ・埋立方法 廃棄物と覆土とを交互に埋め立てるサンドイッチ工法

ウ 再資源化処理施設

- ・施設名 東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設
- ・所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
- ・処理能力 約 3 3 0 t / 日

② 有害ごみ処分

乾電池、蛍光管等の有害ごみについては、柳泉園組合で一時保管後、下記施設にて最終処分を行う。

処分場の概要

- ・施設名 野村興産株式会社イトムカ鉱業所
- ・所在地 北海道北見市留辺蘂町字富士見 2 1 7 番地 1

(8) 動物の死体処理

動物（野良に限る）の死体については、柳泉園組合で一時保管

後下記施設で火葬処分を行う。

- ・施設名 慈恵院多摩犬猫霊園
- ・所在地 府中市浅間町二丁目15番1号

(9) その他

住民に対する広報・啓発活動のほか、必要に応じあらゆる方法により随時啓発活動を実施する。

4 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理対象

- ① くみ取り槽で処理するもの
- ② 浄化槽で処理するもの

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の処理に関する基本方針

し尿・浄化槽汚泥は迅速な収集運搬及び処理を行い環境衛生の向上に努める。

② 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量(収集運搬日数を192日とした)

- ・し尿 …… 148 kℓ
- ・浄化槽汚泥 …… 69 kℓ

イ 収集区域の範囲

- ・東久留米市内全域

ウ 収集回数

- ・し尿 …… くみ取り世帯の要望に基づき月に1回、2ヶ月に1回および随時等とする。

- ・浄化槽汚泥 …… 申し込みにより随時

エ 収集の方法

- ・し尿 …… バキューム車による各戸収集
- ・浄化槽汚泥 …… 浄化槽清掃時に収集

③ 中間処理施設

- ・施設名 柳泉園組合し尿処理施設
- ・所在地 東久留米市下里四丁目3番10号
- ・型式及び公称能力 前処理・脱水方式 35 kℓ /日

④ 最終処分計画

処分計画・概要

「3 ごみ処理実施計画（7）最終処分計画①焼却残渣（有害ごみを除く）処分」と同じ。

5 占有者及び事業者の協力義務

（1）占有者の協力義務

① 占有者は、家庭系廃棄物を種別ごとに分別し、排出の場所及び日時等市長の指示に従うこと。

② その他、市長が行う行政施策に協力しなければならない。

（2）事業者の協力義務

① 事業者は、事業活動に伴って生じた製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

② その他、市長が行う行政施策に協力しなければならない。

6 その他

住民に対する広報・啓発活動の他、必要に応じあらゆる方法により随時啓発活動を実施する。

第2 再利用計画

1 再利用の基本方針

ごみの排出段階における分別の徹底を図り、資源化物の再利用を推進する。

2 再利用促進のための方策

（1）地域住民による集団回収の促進

（2）不要品・再生品の利用促進

（3）市民・事業者に対する再生品使用の啓発

3 資源物等の発生量の見込み

収集運搬計画

（1）びん 9 2 7 t / 年

（2）缶 4 4 9 t / 年

（3）古紙・布類 3, 5 5 5 t / 年

（4）PETボトル 2 1 6 t / 年

（5）容器包装プラスチック 1, 8 7 5 t / 年

（6）剪定枝 3 5 t / 年

（7）小型家電 2 6 t / 年

4 収集区域の範囲

- ・東久留米市内全域

5 排出の方法

市民は原則として、アルミ缶、布類・ダンボール・新聞・雑誌・雑紙等については、集団回収等により、資源化を図ること。ただし、集団回収等によることができない場合は、市があらかじめ定めた下記の方式により排出すること。

(1) リサイクル缶

市民は、缶の残留物を取り除き、水等で中をすすいだうえで、回収日（別紙1参照、以下同じ）の午前8時30分までに各戸別に透明または半透明の袋に入れるか、専用の容器に排出すること。ただし、飲食用及びペットフードの物に限る。なお、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

(2) リサイクルびん

市民は、びんの残留物を取り除き、水等で中をすすぎ、キャップを取り除いたうえで、回収日の午前8時30分までに各戸別に透明または半透明の袋に入れるか、専用の容器に排出すること。ただし、飲食用の物に限る。なお、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

(3) 古紙

市民は、ヒモ等でしっかり縛り（雑紙については紙袋内にまとめることでも可）、回収日の午前8時30分までに各戸の敷地内の道路から見える場所又は専用の排出場所に出す。ただし、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

(4) 布類

市民は、透明又は半透明の袋に入れ、雨天時を避けて、回収日の午前8時30分までに各戸の敷地内の道路から見える場所又は専用の排出場所に出す。ただし、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

(5) PETボトル

市民は、PETボトルの残留物を取り除き、水等ですすぎ、ラベルとキャップを取り外したうえで、回収日の午前8時30分までに各戸別に透明または半透明の袋に入れるか、専用の容器に排出する

こと。ただし、排出ができるPETボトルは、飲料類、酒類、しょう油、本みりん、めんつゆ、ノンオイルドレッシング用の物に限る。なお、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

(6) 容器包装プラスチック

市民は、「プラ」マークの入った容器包装プラスチックの残留物を取り除き、水等ですすいであうえで、回収日の午前8時30分までに、市の指定収集袋に入れて各戸の敷地内の道路から見える場所又は専用の排出場所に出す。ただし、高齢者等世帯に対するごみ出しサポート事業の利用者は別に定める。

(7) 剪定枝

市民は、自ら管理する敷地内の樹木等の枝を自ら剪定を行った場合において、堆肥化等の処理ができない場合は、電話にて回収を申し出るとともに、回収されるまで自ら管理すること。

(8) 小型家電

市民は、別に定める小型家電（別紙2参照）が家庭で不要になった場合は、市が指定する専用容器に投入すること。

6 事業系再利用物

事業者が排出する資源物は、事業者自らの責任において資源化を図ること。

7 資源化の方法

- (1) 分別回収した空き缶は、中間処理施設でアルミ缶、スチール缶に選別し、それぞれ圧縮後、業者に引き渡し、資源化を図る。
- (2) 分別回収した空きびんは、中間処理施設でリターナブルびんとワンウェイびん（カレット化）に選別し、それぞれ業者に引き渡し、資源化を図る。
- (3) 分別回収した古紙・布類は、回収時点でそれぞれの業者に引き渡し、資源化を図る。
- (4) PETボトルは、業務委託契約を締結する中間処理施設で選別圧縮梱包を行い、再商品化処理事業者へ引渡し、資源化を図る。
- (5) 容器包装その他プラスチックは、業務委託契約を締結する中間処理施設で選別圧縮梱包を行い、再商品化処理事業者へ引渡し、資源化を図る。

- (6) 剪定枝は、一定期間市で保管後業者に引き渡し、資源化を図る。
 (7) 小型家電は、回収後品目ごとに分類し、一定期間市で保管後業者に引き渡し、資源化を図る。

8 回収回数

- | | | |
|----------------|-------|-----------|
| (1) 缶 | …………… | 原則として、週1回 |
| (2) びん | …………… | 原則として、週2回 |
| (3) 古紙 | …………… | 原則として、週1回 |
| (4) 布類 | …………… | 原則として、週1回 |
| (5) PETボトル | …………… | 原則として、週1回 |
| (6) 容器包装プラスチック | …………… | 原則として、週1回 |
| (7) 剪定枝 | …………… | 申し込み制、随時 |
| (8) 小型家電 | …………… | 随時 |

9 収集の方法

直営及び委託業者による回収

- | | | |
|----------------|-------|----------|
| (1) 缶 | …………… | 戸別回収【委託】 |
| (2) びん | …………… | 戸別回収【委託】 |
| (3) 古紙、布類 | …………… | 戸別回収【委託】 |
| (4) PETボトル | …………… | 戸別回収【委託】 |
| (5) 容器包装プラスチック | …………… | 戸別回収【委託】 |
| (6) 剪定枝 | …………… | 戸別回収【直営】 |
| (7) 小型家電 | …………… | 拠点回収【直営】 |

10 資源化処理施設

(1) 中間処理施設

① 一部事務組合

- ・施設名 柳泉園組合リサイクルセンター
- ・所在地 東久留米市下里四丁目3番10号
- ・処理能力

ア 缶類	10 t / 5 H
イ びん類	15 t / 5 H

② 古紙・布類

- ・事業者 東多摩再資源化事業協同組合
- ・所在地 東村山市久米川町一丁目16番5号

③ 容器包装プラスチック・PETボトル

- ・施設名 加藤商事株式会社 ECO 工場 Phoenix
第一工場
 - ・所在地 東村山市恩多町 1 - 1 2 - 3
 - ・処理能力 4 t / H
(その他容器包装プラスチック)
0. 3 t / H (PET ボトル)
- ④ 剪定枝
- ・施設名 比留間運送株式会社伊奈平工場
 - ・所在地 武蔵村山市伊奈平三丁目 2 5 番地の 5
 - ・処理能力 3 2 8. 9 t / 日
- ⑤ 小型家電類
- ・施設名 株式会社フューチャー・エコロジー
 - ・所在地 東京都大田区城南島三丁目 2 番 1 4 号
 - ・処理能力 3 6 t / 日

1 1 占有者及び事業者の協力義務

(1) 占有者の協力義務

ア 占有者は、家庭系再利用物は種別ごとに分別し、排出の場所及び日時等市長の指示に従うこと。

イ その他、市長が行う行政施策に協力しなければならない。

(2) 事業者の協力義務

ア 事業者は、事業活動に伴って生じた製品、容器等が廃棄物となった場合においては、再利用の方策を講じる等適正な資源化を図ること。

イ その他、市長が行う行政施策に協力しなければならない。

別紙 1

容器包装プラスチック・PETボトルの回収日

回収曜日	回収地域
月曜日	上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町 東本町・新川町・浅間町・学園町 ひばりが丘団地・本町・中央町・南沢
火曜日	小山・幸町・前沢・南町・滝山・下里 柳窪・野火止・八幡町・弥生

缶・紙類・布類の回収日

回収曜日	回収地域
木曜日	上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町 東本町・新川町・浅間町・学園町 ひばりが丘団地・本町・中央町・南沢
金曜日	小山・幸町・前沢・南町・滝山・下里 柳窪・野火止・八幡町・弥生

燃やせないごみ・有害ごみの収集日

収集曜日	収集地域
水曜日	全地域

燃やせるごみ・びんの収集・回収日

収集・回収曜日	収集・回収地域
月曜日 と 木曜日	小山・幸町・前沢・南町・滝山・下里 柳窪・野火止・八幡町・弥生
火曜日 と 金曜日	上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町 東本町・新川町・浅間町・学園町 ひばりが丘団地・本町・中央町・南沢

小型家電回収品目

1. 回収対象品目

連番	品目	連番	品目
1	デジタルカメラ・ビデオカメラ	1 1	リモコン
2	据置型ゲーム機	1 2	電子辞書
3	携帯型ゲーム機（及び付属品）	1 3	電話機（FAX付は除く）
4	CD・MDプレーヤー（※携帯型のみ）	1 4	携帯用ラジオ
5	各種ケーブル類	1 5	デジタル時計
6	ICレコーダ	1 6	懐中電灯
7	キーボード（※パソコン用）	1 7	ヘッドライヤー
8	マウス	1 8	電子血圧計・電子体温計
9	ルーター・モデム	★1 9	携帯電話
1 0	電卓	★2 0	ノートPC

※上記のほか、家庭で使用したリチウムイオン電池使用製品で電池部分の取り外しができないもの及びリチウムイオン電池本体についても排出可能。

2. 排出注意事項

- (1) 回収するものは、一般家庭ごみでかつ、ボックスに入る大きさの小型廃家電類（35cm×15cm以内のもの）にかぎる。
- (2) 粗大ごみは除く。
- (3) 記録媒体（SDカード等）は必ず取り外すこと。
- (4) ボックス投入後は返却不可能。
- (5) 携帯電話等情報端末（★）は個人情報の確保が困難なため下記場所でのみ回収。また、その他の記録媒体についても必ずデータ消去した上で排出すること。

・携帯電話等情報端末引取拠点

- ① 市役所本庁舎に設置している小型家電回収ボックス
- ② 市役所ごみ対策課（八幡町2-10-10）での直接持ち込み

※いずれも開庁時間内のみ排出可。